

2020年6月11日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門三丁目8番21号
グレイステクノロジー株式会社
代表取締役 松 村 幸 治

第20回 定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、また、株主様の健康を第一に考え、当日のご出席はお控えいただきたく存じます。なお、当日のご出席に代えて書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2020年6月25日（木曜日）午後6時30分までに、書面で議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日） 午前10時
（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル
イーストウィング37階 ARK HILLS CLUB
（昨年の定時株主総会と同じ会場になります。末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項：第20期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告
および計算書類の内容報告の件
決 議 事 項：
第1号議案：剰余金処分の件
第2号議案：取締役7名選任の件
第3号議案：監査役3名選任の件
第4号議案：補欠監査役1名選任の件

以上

※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出
くださいますようお願い申し上げます。

※株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インター
ネット上の当社ウェブサイト（<https://www.g-race.com/ir/index.html>）に掲
載させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止の対応について

<株主様へのお願い>

- ①新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、また、株主様の健康を第一に考え、当日のご出席をお控えいただきたく、お願い申し上げます。
- ②議決権の行使は、郵送によっても可能です。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後6時30分までに到着するように返送いただきたく、お願い申し上げます。
- ③ご出席される株主様におかれましては、マスクの着用をお願い申し上げます。
- ④時間短縮のため、株主総会の進行につきましては、報告事項の読み上げ等の内容を省略させていただく場合もございますので、事前に招集通知のご確認をお願い申し上げます。

<接触感染リスク低減のための当社の対応>

- ①運営スタッフは、事前に体調確認の上、マスクを着用して対応させていただきます。
- ②会場内にはアルコール消毒液を設置させていただきます。
- ③会場内は、株主様に可能な限り、間隔を空けてお座りいただくよう、座席を配置させていただきます。

なお、今後の状況によりましては、会場等を変更する場合もございます。

順次、当社ホームページに掲載させていただく予定です。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 当会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、製造業を中心に弱さがみられるものの、雇用環境の改善や堅調な企業業績に支えられ緩やかな回復基調で推移していましたが、世界経済において、長期化する米中貿易摩擦の世界経済への影響、英国のEU離脱問題、日韓問題等の海外リスクの高まりに加え、年明け以降の新型コロナウイルスの感染拡大が世界経済に及ぼす懸念も日に日に高まりを見せており、今後の先行きには予断を許さない状況となっております。国内大手メーカーでは、先進技術に対応するための研究開発投資、及び人手不足に対応するための省力化投資、並びに老朽化した設備の更新等を積極化しており、『マニュアルを「本当に使えるもの」にし、「無駄な経費・工数のかからない」品質の高いマニュアルの普及に努める』という当社の使命と市場ニーズとの適合性が高まっております。

このような経済環境の下、当社では、付加価値の高い製品・サービスの提供に積極的に取り組み、受注・売上・収益の拡大に努めてまいりました。

経営戦略につきましては、当社の主力サービスである「e-manual」の導入促進を積極的に図った結果、「e-manual」の導入社数は50社となりました。今後もより一層、「e-manual」「GRACE VISION®」の普及に努めてまいります。2019年11月に設立した米国子会社 GraceVision Inc. につきましては、米国内での新型コロナウイルスの感染拡大により、現在、稼働を停止しておりますが、引き続き、今後の感染拡大状況の把握に努めてまいります。

成長のスピードを速めるために、シナジー効果が期待できる企業へのM&Aや事業提携等を引き続き積極的に検討しておりますが、内容の精査につきましては、慎重に行ってまいります。

技術面につきましては、「e-manual」及び「完全誘導型AIマニュアル」である「GRACE VISION®」の機能向上に引き続き取り組んでおります。

営業面につきましては、メーカーの「高品質なマニュアル」への要求の高まりから、コンサルティング案件及び「e-manual」の導入社数が増加い

たしました。また、複数のメーカーにプロトタイプ版「GRACE VISION®」を納入し、引き合いも増加してきております。今後も「GRACE VISION®」の拡販及び対応分野・業界の拡大に努めてまいります。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高1,903,678千円（前期比24.9%増）、経常利益947,420千円（同65.3%増）、当期純利益659,776千円（同75.8%増）となりました。

当事業年度の業績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

① MMS事業

MMS事業においては、上記のとおり、「e-manual」サービスの導入促進及びコンサルティング案件の獲得を積極的に図った結果、売上高1,204,942千円（前期比32.2%増）、セグメント利益833,205千円（同81.6%増）となりました。

② MOS事業

MOS事業においては、既存顧客への積極的な是正提案及び問い合わせ等の新規顧客の取り込みを進めた結果、売上高698,735千円（前期比14.0%増）、セグメント利益385,926千円（同6.7%増）となりました。

事業区分	第19期 (2019年3月期)		第20期 (2020年3月期)		前期比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
M M S 事業	911,642千円	59.8%	1,204,942千円	63.3%	293,300千円	32.2%
M O S 事業	612,785千円	40.2%	698,735千円	36.7%	85,950千円	14.0%
合計	1,524,427千円	100.0%	1,903,678千円	100.0%	379,250千円	24.9%

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資は、主として本社建物内の什器備品関連の設備投資を実施し、設備投資総額は40,598千円となりました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、「世界一の“わかる”を創り出す企業」を目指すという経営目標を掲げ、今後も持続的に成長して企業価値を高めるために、以下の課題を認識しており、迅速に対処してまいります。

① 売上拡大・収益基盤の強化

当社は、マニュアルの制作、技術翻訳、およびクラウド上でマニュアルを制作・管理する「e-manual」のサービスによる収益を中心として、継続的かつ安定的な利益の確保を確実なものにするための収益基盤を強化していくことが課題であると認識しております。

当社が開発した「GRACE VISION®」は、人の行動のすべてのシーンや人の抱える問題解決の場面で確実に「役に立つツール」に成り得ると確信しております。技術伝承および人手不足など、お客様を取り巻く環境に対応するため、充実したマニュアル関連サービスをご提供させていただき、顧客満足度向上と大手企業を中心とした重点顧客の定着化に取り組んでまいります。

② 営業力の強化

当社は、マニュアルのプロとして、マニュアル制作に付随するサービスの展開を模索しながら、コンサルティング型営業により積極的な提案を行う営業力を強化してまいります。

また、業務提携や販売代理店契約、M&A等を積極的に模索して、業容拡大を図り、「e-manual」の販売体制の構築に取り組んでまいります。

③ 「e-manual」の安定稼働およびセキュリティの強化

当社は、クラウドサービスを提供しているため、サービス提供にかかる「e-manual」の安定稼働およびセキュリティ対策が課題となります。

当社では、常に新しい情報を取り入れながら継続的なシステムメンテナンスを行い、「e-manual」の安定稼働および高いセキュリティが維持できるように努めてまいります。

④ 優秀な人材の確保と育成

当社は、継続的に付加価値の高いサービスを提供するためには、当社の「すべてのユーザーに対して、『高品質で』『理解し易く』『使い易い』『正確な』マニュアルを中心としたドキュメンテーションを提供する」という使命を十分に理解し、主体的に課題解決を行うことのできる人材の採用と継続的な育成が重要な課題であると認識しております。

特に、マニュアル制作や技術翻訳に加え、今後の事業の主軸となる「e-manual」、「GRACE VISION®」の発展に向けての良質なスタッフ確保は不可欠であり、積極的かつ継続的に募集活動や業務提携を行ってまいります。従業員については、働き方改革の一環としてテレワークの本格稼働に向けた取り組みも開始しており、様々な形態で業務を実施できる環境整備により、優秀な人材確保を進めてまいります。

⑤ 経営管理体制の強化

当社は、事業規模を拡大すると同時に企業価値を継続的に高めていくためには、継続的な経営管理体制、コーポレート・ガバナンスの更なる強化に取り組んでいくことも必要であると考えております。組織が健全かつ有効、効率的に運営されるように、社内規則や業務マニュアルの整備、定期的な社内教育の実施等を通じて業務の効率化とコンプライアンスの徹底を図るとともに、外部の監査法人による監査や監査役による監査、より効果的な内部監査を実施するために業務執行部門から独立した内部監査室による監査の充実化など、実効性を確保してまいります。

⑥ 株主との対話

当社は、株主の皆様との対話を通じた企業価値の向上を目指しており、株主の皆様には有益な企業情報の発信、適切なディスクロージャーやIR活動を引き続き積極的に推進していく方針です。この対話を通じて、経営方針や経営戦略についてもよりわかりやすい説明を目指し、株主の皆様と当社との建設的な関係を築いていきたいと考えております。こうした方針を前提に、株主還元の内容や趣旨説明についても経営の最重要課題の一つとして認識しており、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保は残しつつ、充実した株主還元を行うことが重要であると考えております。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第17期 2017年3月期	第18期 2018年3月期	第19期 2019年3月期	第20期 2020年3月期 (当期)
売 上 高 (千円)	1,010,883	1,314,414	1,524,427	1,903,678
経 常 利 益 (千円)	294,335	413,322	573,203	947,420
当 期 純 利 益 (千円)	196,807	278,326	375,377	659,776
1株当たり当期純利益 (円)	17.04	21.16	27.31	47.43
総 資 産 (千円)	1,273,210	1,586,265	1,842,796	2,762,393
純 資 産 (千円)	865,605	1,124,439	1,453,567	2,237,373
1株当たり純資産 (円)	66.00	82.20	104.86	158.24

(注) 当社は、2016年9月12日付で普通株式1株につき300株の割合で、また、2017年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で、さらに2018年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しており、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業区分	主要な事業の内容
M M S 事業	マニュアルマネジメントシステム「e-manual」の運営・保守サービス ドキュメントの制作・運用・管理に関わるコンサルティングサービス 「GRACE VISION®」に関連するサービス
M O S 事業	マニュアルの翻訳・制作・編集等の受託業務

(8) 主要な営業所および工場 (2020年3月31日現在)

事業所名	所在地
本社	東京都港区虎ノ門三丁目8番21号
名古屋営業所	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
シカゴ駐在員事務所	1821 Walden Office Square Suite 400 Schaumburg IL

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
39名	5名減	37.1歳	6.2年

(10) 主要な借入先および借入額 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	15,014千円

(11) その他現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

普通株式 50,688,000株

(2) 発行済株式の総数

普通株式 14,128,500株

(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は、304,500株増加しております。

(3) 株主数

普通株式 4,759名

(4) 大株主

株主名	株数(株)	持株比率(%)
松村幸治	2,360,800	16.7
N M C 株式会社	1,540,000	10.9
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDUCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	962,700	6.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	937,400	6.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	858,000	6.1
G O L D M A N , S A C H S & C O . R E G	520,275	3.7
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	359,370	2.5
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	340,700	2.4
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 6 5 0	333,100	2.4
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	311,400	2.2

(注) 持株比率は自己株式(181株)を控除して計算しています。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称	第 2 回 新 株 予 約 権
新 株 予 約 権 の 数	18個
保 有 人 数	
当社取締役（社外取締役を除く）	3人
当 社 監 査 役	1人
新株予約権の目的である株式の種類及び数（注）1	普通株式 64,800株
新 株 予 約 権 の 発 行 価 額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）2	金銭 60円
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	自 2018年3月15日 至 2026年2月14日
新 株 予 約 権 の 主 な 行 使 条 件	<p>(1) 行使条件</p> <p>① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。</p> <p>② 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p> <p>(2) その他の条件</p> <p>当社と本新株予約権者との間で締結される「第2回新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>

- (注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、3,600株であります。
 ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(2020年3月31日現在)

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
松村幸治	代表取締役会長	
飯田智也	代表取締役社長	
田邊明子	取締役	制作部長
木ノ下俊弘	取締役	営業部長
大池信之	取締役	管理部長、経営企画室長
村田斉	取締役	(株)SEプラス 代表取締役
坂元重治	常勤監査役	
小林冬海	監査役	
尾関真一郎	監査役	

- (注) 1. 取締役村田斉氏は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役です。
 2. 監査役小林冬海氏および尾関真一郎氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役です。
 3. 当社は、取締役村田斉氏、監査役小林冬海氏および尾関真一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 代表取締役松村幸治氏は、2019年6月27日付で、代表取締役から代表取締役会長に就任いたしました。

5. 取締役飯田智也氏は、2019年6月27日付で、取締役から代表取締役社長に就任いたしました。
6. 取締役木ノ下俊弘氏は、2019年10月31日付で、新規営業担当部長から営業部長に就任いたしました。
7. 取締役大池信之氏は、2019年6月27日開催の第19回定時株主総会において、新たに取締役に選任されております。
8. 取締役井上晋氏は、2019年10月31日付で、取締役を辞任いたしました。なお、退任時における担当は、既存営業担当部長でありました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を結んでいます。

当該契約は、会社法第423条第1項の社外取締役および監査役の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の額	摘 要
取 締 役 (うち社外取締役)	7人 (1人)	74,026千円 (1,980千円)	
監 査 役 (うち社外監査役)	3人 (2人)	11,646千円 (5,460千円)	
計	10人	85,672千円	

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 村田 斉

(ア) 重要な兼職先と当社との関係

(兼職先)

株式会社S Eプラス 代表取締役

当社と兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。

(イ) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する重要な事項はありません。

(ウ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席いたしました。

豊富な事業経験に基づく見地から、適宜発言を行っております。

② 監査役 小林 冬海

(ア) 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

(イ) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する重要な事項はありません。

(ウ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況および発言状況

当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、監査役会

13回のうち13回に出席いたしました。豊富な事業経験に基づく見地から、

適宜発言を行っております。

③ 監査役 尾関 真一郎

(ア) 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

(イ) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する重要な事項はありません。

(ウ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況および発言状況

当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、監査役会

13回のうち13回に出席いたしました。豊富な事業経験に基づく見地から、

適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	20百万円
会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は会計監査人が適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査遂行が困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。取締役会は、監査役会の当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任にかかる議案を株主総会に提出します。

6. 業務の適正を確保するための体制

内部統制の基本方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は「取締役会規則」等その服務を規律する社内規則に基づいて職務を執行する。取締役が他の取締役の法令および定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する体制

取締役会議事録その他取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款および「文書管理規則」等の社内規則に従い、文書（紙または電磁的媒体）に記録して適切に保管および管理する体制を整える。また、取締役および監査役はこれらの文書を閲覧することができるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規則その他の体制

当社は、専門部署によるシステム管理およびジョブ管理、帳票システムの一元管理により、ジョブに係るモニタリングを常に行い、損失の危険を管理し、損害の拡大を未然に防止し、または損害を最小限に抑える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、「取締役会規則」に基づき機動的に取締役会を開催する。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(i) 使用人は「就業規則」「品質マニュアル」等の社内規則に基づいて職務を執行する。

(ii) 当社におけるコンプライアンスの推進については、管理部がコンプライアンス体制の整備および維持を図るとともに、日常的なモニタリングを行う。

- (6) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (i) 取締役は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に適時に報告する。監査役は、必要に応じて、取締役および使用人に対して随時報告を求めることができる。
 - (ii) 監査役は、監査役会等を通して定期的に他の監査役と意見交換をすることによって緊密な連携を図る。
 - (iii) 監査役は、取締役会やその他必要と認める会議等に参加し、当社に係る重要な事項についての報告および情報提供を受ける。

内部統制の体制の基本方針の運用状況の概要

(1) 情報の保存及び管理

文書管理規則等の社内規定に基づき取締役会及び重要な会議の議事録作成を行うとともに保存管理の徹底を図っております。記録文書は、取締役、監査役への求めがあれば随時、閲覧提供しております。

(2) 取締役会

定時取締役会（毎月1回開催）においては、会社の経営に関わる重要事項及び重要規則の改定について付議され、決議しております。会社の重要事項は社内規則に則り決定し、その内容は翌月の取締役会において取締役及び監査役に報告しております。

(3) 内部監査の実施について

内部監査室にて、内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役へ報告しております。

(4) 監査役への職務執行について

取締役会には監査役全員が、重要な会議には常勤監査役が出席し、業務執行状況を確認しております。また、代表取締役及び内部監査室並びに会計監査人と定期的な意見交換も実施いたしました。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,675,063	流 動 負 債	500,137
現金及び預金	1,751,577	買掛金	92,522
受取手形	1,716	1年内償還予定の社債	30,000
売掛金	837,513	1年内返済予定長期借入金	9,996
仕掛品	216	リース債務	7,370
前払費用	12,864	未払金	94,874
未収入金	70,376	未払費用	5,844
その他	800	未払法人税等	197,140
固 定 資 産	87,329	未払消費税等	57,348
有形固定資産	32,889	預り金	4,537
建物	5,540	その他	502
工具器具備品	17,567	固 定 負 債	24,882
リース資産	9,781	社債	10,000
無形固定資産	18,080	長期借入金	5,018
特許権	563	リース債務	9,079
ソフトウェア	14,216	その他	784
その他	3,300	負 債 合 計	525,019
投資その他の資産	36,360	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	9,927	株 主 資 本	2,235,657
その他	26,432	資本金	200,451
資 産 合 計	2,762,393	資本剰余金	463,809
		資本準備金	192,401
		その他資本剰余金	271,408
		利 益 剰 余 金	1,571,744
		利益準備金	1,949
		その他利益剰余金	1,569,795
		繰越利益剰余金	1,569,795
		自 己 株 式	△348
		新株予約権	1,715
		純 資 産 合 計	2,237,373
		負債・純資産合計	2,762,393

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,903,678
売 上 原 価		389,289
売 上 総 利 益		1,514,388
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		560,452
営 業 利 益		953,936
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	15	15
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	813	
社 債 利 息	589	
売 上 債 権 売 却 損	5,127	6,530
経 常 利 益		947,420
税 引 前 当 期 純 利 益		947,420
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	278,501	
法 人 税 等 調 整 額	9,142	287,643
当 期 純 利 益		659,776

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	88,780	80,730	271,408	352,138	1,949	1,006,785	1,008,735	△125	1,449,529
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	111,670	111,670		111,670					223,341
当 期 純 利 益						659,776	659,776		659,776
剰余金の配当						△96,767	△96,767		△96,767
自己株式の取得								△222	△222
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	111,670	111,670		111,670		563,009	563,009	△222	786,128
当 期 末 残 高	200,451	192,401	271,408	463,809	1,949	1,569,795	1,571,744	△348	2,235,657

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	4,037	1,453,567
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		223,341
当 期 純 利 益		659,776
剰余金の配当		△96,767
自己株式の取得		△222
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△2,322	△2,322
当期変動額合計	△2,322	783,806
当 期 末 残 高	1,715	2,237,373

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準および評価方法

仕掛品……………個別法による原価法を採用しております。(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物	10～15年
工具器具備品	2～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 40,782千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類および総数に関する事項
普通株式 14, 128, 500株
- (2) 当該事業年度の末日における自己株式の数
普通株式 181株

(3) 剰余金の配当に関する事項

(a) 配当金支払額等

2019年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|-------------|------------|
| ① 配当の総額 | 96, 767千円 |
| ② 1株あたりの配当額 | 7円 |
| ③ 基準日 | 2019年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 2019年6月28日 |

なお、配当原資につきましては、利益剰余金としています。また、1株当たり配当額7円のうち、1円は記念配当額であります。

- (b) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

2020年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しています。

- | | |
|-------------|------------|
| ① 配当の総額 | 211, 924千円 |
| ② 1株あたりの配当額 | 15円 |
| ③ 基準日 | 2020年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 2020年6月29日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しています。

- (4) 当事業年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権（行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数
普通株式 361, 500株

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払事業税の否認等であります。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、原則として安全性の高い預金等の元本保証・確定期回りの金融商品で余資運用し、デリバティブを含む投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については運転資金および少額の設備投資資金に関して、自己資金で賄うことを原則とし、その他多額の資金を要する投資等については、主に銀行など金融機関からの借入により調達する方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスク

受取手形、売掛金および未収入金は、顧客等の信用リスクに晒されております。

金銭債務である買掛金、未払金、未払法人税等および未払消費税等は、1年以内の支払期日であり、これらの金銭債務は流動性リスクに晒されています。

借入金は、金融機関から資金調達しており、当社に対する取引姿勢の変化等により、資金調達が制約される流動性リスクに晒されております。また、長期借入金の全て、及び社債のうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規則に従い、営業部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(ロ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金の支払金利の変動リスクに対しては、金融機関より情報を収集し、定期的に借入先および契約内容の見直しを実施しております。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社の資金需要に関する情報および資金繰り状況の的確な把握を行うとともに、取引金融機関との関係強化に努め、資金調達手段の多様化を図っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動価格を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれてはおりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,751,577	1,751,577	—
(2) 受取手形	1,716	1,716	—
(3) 売掛金	837,513	837,513	—
(4) 未収入金	70,376	70,376	—
資 産 計	2,661,182	2,661,182	—
(1) 買掛金	92,522	92,522	—
(2) 未払金	94,874	94,874	—
(3) 未払法人税等	197,140	197,140	—
(4) 未払消費税等	57,348	57,348	—
(5) 社 債 (※1)	40,000	40,032	32
(6) 長期借入金 (※1)	15,014	15,014	—
負 債 計	496,900	496,932	32

※1 1年以内償還の社債および1年内返済予定の長期借入金は、それぞれ社債および長期借入金に含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金および(4) 未収入金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等および(4) 未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債

時価については、元利金の合計額を同様の新規社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。なお、変動金利によるものは一定期間ごとに金利の更改が行われているため、時価は帳簿価額にほぼ等

しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金は、変動金利によるもので、一定期間ごとに金利の更改が行われているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	1,751,577	—	—	—
受取手形	1,716	—	—	—
売掛金	837,513	—	—	—
未収入金	70,376	—	—	—
合計	2,661,182	—	—	—

(注3) 社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
社債	30,000	10,000	—	—	—	—
長期借入金	9,996	5,018	—	—	—	—
合計	39,996	15,018	—	—	—	—

6. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	松村幸治	(被所有)直接16.7% 間接10.9%	当社代表取締役会長	新株予約権の権利行使(注)	114,210	—	—
役員 の 近親者	松村信子	(被所有)直接0.7%	当社従業員	新株予約権の権利行使(注)	45,684	—	—
役員	田邊明子	(被所有)直接0.2%	当社取締役	新株予約権の権利行使(注)	19,683	—	—
役員	大池信之	(被所有)直接0.0%	当社取締役	新株予約権の権利行使(注)	15,228	—	—

(注) 当社株主総会及び当社取締役会の決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使について記載しております。なお、取引金額は当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	158円24銭
(2) 1株当たり当期純利益	47円43銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

グレイステクノロジー株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 敦 貞 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宇田川 聡 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、グレイステクノロジー株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法並びにその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規則に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

グレイステクノロジー株式会社 監査役会

常勤監査役 坂元重治 ㊞

監査役(社外監査役) 小林冬海 ㊞

監査役(社外監査役) 尾関真一郎 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして認識しており、財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況を勘案して、株主の皆様へ利益還元を図ることを基本方針としております。

第20期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は211,924,785円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役7名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	(重任) まつむら 村幸治 (1955年3月8日)	1979年4月 株式会社リングイスト入社 1986年3月 株式会社日本マニュアルセンター設立 同社代表取締役 1996年6月 社団法人日本翻訳連盟常務理事 1997年6月 社団法人日本翻訳連盟ネットワーク委員会及び翻訳品質委員会委員長 2001年1月 当社代表取締役 2019年6月 当社代表取締役会長（現任）	2,360,800株
2	(重任) いらいだ 飯田智也 (1973年4月30日)	1997年4月 株式会社日本マニュアルセンター入社 2007年3月 当社入社制作部統括ゼネラルマネージャー 2007年10月 当社取締役兼制作部長 2009年6月 当社取締役兼制作部長兼経営企画室長 2015年6月 当社取締役兼営業統括本部長兼経営企画室長 2015年9月 当社取締役兼営業統括本部長 2016年2月 当社取締役兼管理部長 2019年6月 当社代表取締役社長（現任）	24,400株
3	(重任) たのべ 田邊明子 (1975年9月20日)	1998年4月 株式会社日本マニュアルセンター入社 2007年3月 当社入社 2007年10月 当社取締役兼制作部翻訳グループ部長 2015年6月 当社取締役兼制作部長（現任）	33,200株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	(重任) 木ノ下 俊弘 (1963年7月20日)	1988年4月 ナショナル証券株式会社(現 SMBCフレンド証券株式会社)入 社 1997年6月 株式会社DHC入社 2000年12月 株式会社ハイパーエンジニアリ ング入社 2001年8月 当社入社 2008年6月 当社取締役兼営業担当部長 2015年9月 当社取締役兼新規営業担当部長 2019年10月 当社取締役兼営業部長(現任)	19,600株
5	(重任) 大池 信之 (1974年3月15日)	1998年4月 新日本証券株式会社(現 みずほ 証券株式会社)入社 2010年8月 株式会社光通信入社 2017年2月 当社入社 2017年4月 当社経営企画室長 2019年6月 当社取締役兼管理部長兼経営企 画室長(現任)	6,000株
6	(重任) 村田 斉 (1966年12月1日)	1989年4月 株式会社リクルート入社 1994年7月 株式会社プレステージ設立 取締役 2000年1月 株式会社翔泳社入社 2000年8月 当社社外取締役(現任) 2005年9月 株式会社翔泳社プラス(現 株式 会社SEプラス)取締役 2007年6月 株式会社翔泳社プラス(現 株式 会社SEプラス)代表取締役(現 任) 株式会社システム・テクノロジー ・アイ(現 アイスタディ株 式会社)取締役	40,000株
7	(新任) 藤原 達也 (1954年2月28日)	1979年4月 日本国有鉄道入社 1987年4月 通商産業省(現 経済産業省)入 省 2012年9月 一般社団法人日本フルードパ ワー工業会入会 2013年1月 一般社団法人日本フルードパ ワー工業会専務理事(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 村田斉氏及び藤原達也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役候補者であります。
 3. 村田斉氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な経験とその経験を通して培われた高い見識を有し、取締役会における経営判断および意思決定の過程において、重要な役割を果たしていただけるものと判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 4. 藤原達也氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、長年に亘る省庁における豊富な経験とその経験を通して培われた高い見識を有し、取締役会における経営判断および意思決定の過程において、重要な役割を果たしていただけるものと判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 5. 村田斉氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって19年10ヵ月となります。
 6. 当社は、村田斉氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としており、村田斉氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
 7. 藤原達也氏が取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度としております。
 8. 当社は、村田斉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
 9. 藤原達也氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が取締役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本定時株主総会において選任される監査役の任期は4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであり、また本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	(重任) 坂元重治 (1951年4月10日)	1975年4月 日本鉱業株式会社(現 JXTGホールディングス株式会社)入社 2010年7月 JX日鉱日石ビジネスサービス株式会社常務取締役 2014年6月 JX日鉱日石ビジネスサービス株式会社顧問 2015年4月 当社入社管理部長 2015年9月 当社常勤監査役(現任)	一株
2	(重任) 小林冬海 (1945年10月31日)	1969年4月 協栄生命保険株式会社入社 2000年6月 協栄生命保険株式会社監査役 2001年7月 株式会社川口電機製作所入社 2002年8月 アイ・エヌ・ピー株式会社入社 2004年6月 株式会社INP技術研究所監査役 2006年11月 当社社外監査役(現任)	一株
3	(重任) 尾関真一郎 (1940年9月27日)	1963年4月 株式会社富士銀行(現 株式会社みずほ銀行) 入行 1989年9月 平岡証券株式会社(現 藍澤証券株式会社) 取締役 2001年4月 みずほインバスターズ証券株式会社(現 みずほ証券株式会社) 監査役 2003年6月 橋本フォーミング工業株式会社(現 株式会社ファルテック) 監査役 2005年6月 株式会社鳥羽洋行取締役 2006年9月 株式会社インターネット総合研究所監査役 2008年6月 当社社外監査役(現任)	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 小林冬海氏と尾関真一郎氏は、社外監査役候補者であります。
3. 小林冬海氏を社外監査役候補者とした理由は、小林冬海氏は長年の企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識や良識を活かして、今後も当社の監査役として職務を適切に遂行できるものと判断したため、引き続き同氏を監査役候補者といたしました。
4. 尾関真一郎氏を社外監査役候補者とした理由は、尾関真一郎氏は金融機関における長年の企業経営等の豊富な経験や実績、財務及び会計に関する相当程度の知見を活かして、今後も当社の監査役として職務を適切に遂行できるものと判断したため、引き続き同氏を監査役候補者といたしました。
5. 当社は、各候補者との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を結んでいます。当該契約は、会社法第423条第1項の監査役の実任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度としております。各候補者の再任が承認された場合、当社は各候補者との間の当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、小林冬海氏と尾関真一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き、独立役員とする予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
中田成徳 (1962年8月26日)	1995年4月 最高裁判所司法研修所入所 1997年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 2003年7月 城山タワー法律事務所設立 パートナー弁護士(現任) 2007年4月 桐蔭法科大学院客員教授(現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中田成徳氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 中田成徳氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培われた高度な専門的知識を活かして、監査役として職務を適切に遂行できるものと判断したため、補欠の社外監査役候補者といたしました。
4. 中田成徳氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 中田成徳氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約は、会社法第423条第1項の監査役の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 「アークヒルズクラブ クラブルーム」
東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル イーストウィング37階



交通 東京メトロ 南北線 「六本木一丁目」駅 3番出口 徒歩2分
東京メトロ 銀座線 「溜池山王」駅 13番出口 徒歩4分

- ※ 駐車場・駐輪場はご用意しておりませんので、お車等でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ※ お土産のご用意はございませんので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。
- ※ 新型コロナウイルスが流行しておりますが、株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点の流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防及び拡散防止策にご配慮いただきご来場くださいますようお願い申し上げます。
また、体調のすぐれない株主様におかれましては、どうぞご無理をなさらぬようお願い申し上げます。